

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十一号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「第八条第三項」を「第五十七条の四の二第三項」に改める。

別記様式第二十七号の七（一）中

収入割	収入金額	総額	
	収入金額	総額	

収入割	収入金額	総額	
	収入金額	総額	

を

収入割	収入金額	総額	
	収入金額	総額	

収入割	収入金額	総額	
	収入金額	総額	

を

課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の総額 Γ
 2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 Δ
 法人税割額 Γ 又は $\Delta \times \frac{1}{100}$

課税標準となる法人税額 Γ
 2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額 Δ
 法人税割額 Γ 又は $\Delta \times \frac{1}{100}$

を

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相
 又は個別控除対象所得税額等相

得税額等相当額の控除額

を

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額

均等割額

$\Gamma \times \frac{1}{12}$ 円

均等割額

円 $\times \frac{1}{12}$ に改める。

別記様式第二十七号の七（二）中

法条項規 第の第げ 七二二二 十第号事 二一に業	収入割	収入金額	総額	額
	収入割	収入金額	総額	額

収入割	収入金額	総額	
	収入金額	総額	

を

法条項規 第の第げ 七二二二 十第号事 二一に業	収入割	収入金額	総額	額
	収入割	収入金額	総額	額

収入割	収入金額	総額	
	収入金額	総額	

を

課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の総額
 2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にお
 ける課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額

